

令和3年度

府省及び関係団体 陳情書

(社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合)

<厚生労働省 陳情書>

【外出保障】

1. 通学において同行援護の利用ができるようにする、あるいは、通学において利用できる新たな福祉制度を新設すること。
2. 同行援護事業所等において福祉有償運送サービスを取り入れる等、ガイドヘルパーの運転する車両が利用可能となる制度を確立させること。そして、同行援護従業者が運転して移動する時間や待機時間を報酬算定の対象に加えるよう制度を改善すること。
3. 同行援護事業においては利用時間を制限しないこと。仮に、利用時間の上限ないし基準を定める場合でも、通勤時の利用及び自営業者への支援を想定し、現行の月50時間から月70時間に改善すること。
4. 同行援護の利用者の自己負担を廃止するか減額すること。また、同行援護をはじめとする障害福祉サービスの自己負担の算定基準は、さらに細かく区分し、所得の実情に合った負担基準とすること。
5. 同行援護の報酬は、利用時間に応じて逡減されることのない制度とすること。
6. 新型コロナウイルス感染拡大を受けて緊急措置として利用可能となった同行援護の代行依頼が、平時でも利用可能となるよう柔軟な制度運用をすること。
7. 新型コロナウイルス感染拡大により非常に大きな影響を受けている同行援護事業所に対して財政的な支援を行うこと。

8. 施設利用の際にも同行援護事業が利用できるようにすること。少なくとも、地域生活支援事業としての移動支援を利用できるように、自治体に対し通知すること。
9. 全国の自治体において歩行訓練が受けられる体制を構築するよう自治体に指導すること。その際は、全国各地で歩行訓練を受けやすくするため、各地の視覚障害当事者団体に歩行訓練士を配置する等の基準を設けること。

【地域生活支援事業】

10. 障害者総合支援法の地域生活支援事業について、市町村の財源負担割合が25/100以上とならないよう国、都道府県は財源を確保すること。
11. 視覚障害者に対してICTの利活用を支援するボランティアの養成事業を、地域生活支援事業に組み入れること。
12. 原子力発電所立地の自治体及び周辺自治体において「しゃべる線量計」を日常生活用具給付等事業の給付品目に加えること。
13. 日常生活用具の給付にあたって、音声体温計や音声体重計、音声血圧計等は、同居する者がいる場合も支給対象とすること。
14. 日常生活用具としての視覚障害者用ポータブルレコーダーは、等級による支給制限を撤廃すること。
15. 耐用年数の期間内であってもソフト更新ができない等の理由からその機能を発揮することができない機器にあっては、新製品の買い替えを特例的に認めること。
16. 眼球使用困難症候群患者が各種読書器を購入する際、補助できるようにすること。

【新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応】

17. 視覚障害者が新型コロナウイルス感染症による検査や入院が必要になった際、安心して適切な移送・看護等が受けられる体制を作ること。
18. 視覚障害者が新型コロナウイルスワクチン接種を受ける際、会場で適切な情報提供や移動の支援が受けられるよう配慮すること。
19. 視覚障害者に対し、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策として生活支援金を支給すること。
20. 新型コロナウイルス感染症の変異ウイルス及び今後様々な感染症が発生することを想定し、視覚障害者に配慮した対策を行うこと。

【高齢者問題】

21. 盲養護老人ホーム入所の際、所得があっても生活環境要件及び身体要件を重視し、視覚障害者の希望に即して入所できるよう経済要件を緩和すること。
22. 自治体における盲養護老人ホームへの入所措置控えを解消すること。
23. 介護保険に移行した障害者の福祉サービスについて、移行前の質と量を担保すること。
24. 一般の介護施設において視覚障害者の受け入れ体制を充実させること。具体的には、施設内に点字や音声ガイドをつけ、視覚障害者支援ができる専門的訓練を受けた職員の配置等を行うこと。

【身体障害者手帳】

25. 身体障害者手帳をマイナンバーカードに包含し、マイナンバーカードの提示により、行政手続きや各種支援サービスが受けられるようにすること。

26. 眼球使用困難症を身体障害者手帳の認定基準に加えること。

【医療機関における支援】

27. 入院時においてもホームヘルパーを利用できるようにすること。

28. 医療費の自己負担につき、障害者医療扶助が使える場合は、窓口での支払いをしなくても済むように法制化すること。少なくとも、窓口での支払いをしなくてもよいようにしている自治体に課せられているペナルティーを撤廃すること。

29. 緊急の検査や手術等の際に作成する書類は、職員2名が立ち合いのうえ、代筆すること。

【意思疎通支援事業】

30. 代筆・代読支援は自立支援給付とすること。なお、個別給付事業にするまでは、地域生活支援事業の必須事業に位置付け、地域格差なくサービスを受けられるよう、国が全国の自治体に強く働きかけること。

31. 視覚障害者を対象とする意思疎通支援事業としての「代筆・代読支援」は、同行援護事業と連続して自宅でも利用できるようにすること。

【読書バリアフリー】

32. 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）に基づいて、地方自治体が計画作成と予算化を進めるよう、国が地方自治体に指導すること。

【年金】

33. 障害年金の支給額を増額すること。

【ロービジョンケアに関する診療報酬改定】

34. 平成24年4月から実施されている「ロービジョン検査判断料」については、算定できる施設基準が、現行は視覚障害者用補装具適合判定医師研修会を終了した常勤医師とされているが、これを緩和し、非常勤医師でも可能とすること。
35. 現行の視能訓練には、「斜視視能訓練」と「弱視視能訓練」があるが、これらに「ロービジョン視能訓練」を新たに追加し、ロービジョン検査判断から引き続いて実際のロービジョン訓練が受けられるようにすること。

【その他】

36. 各自治体から給付されるタクシー券の利用可能地域を全国とすること。
37. 障害者優先調達法の理念に基づき、視覚障害あはき師に対する職業的支援として、視覚障害あはき師が経営する鍼灸マッサージ施術所で利用できるマッサージ券等の交付を、全国各地で実施すること。